

仕 様 書

1 件名

令和8年度山口県薬物乱用防止啓発動画作成業務

2 目的

近年、若年層を中心に大麻の検挙者数が急増するなど、大麻の乱用拡大が深刻な社会問題となっている。

SNS 上には、「海外では合法だから安全、体に害はない」等の誤情報が散見され、こうした情報をもとに、好奇心や興味本位から安易に大麻を入手し、乱用してしまう実態がうかがえる。

そこで、誤情報から安易に大麻に手を出さないよう、若年層に訴求性の高い媒体である SNS で大麻の危険性や有害性に関する正しい情報を発信し、薬物乱用の未然防止を図る。

本業務は、大麻に関する啓発用のショート動画等を作成する。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

4 委託内容

（1）啓発動画等の制作

ア 内容

- ・大麻を使用することによる危険性・有害性について、正しい情報を伝え、正しい判断を促すものであること。（自身の身体への影響、逮捕・退学等に伴う家族や社会生活への影響）

■テーマ1 身体への影響

- ・Web サイト等では、「大麻は安全」などの間違った情報が溢れている。
- ・間違った情報に惑わされて使用すると、身体へ悪影響を及ぼしかねない。
- ・厚生労働省等公的機関が公表する情報を確認するなど、正しい知識の理解及び正しい判断を促す。

【シナリオ例】

▽友人から大麻の使用を勧められる。

▽SNS 上の「海外では合法だから安全、体に害はない」といった情報を安易に信用し、1 回だけならと思いながら使用する。

▽体に不調が生じる。

▽公的機関が公表する正しい情報を調べることで、体に害はないというのは誤りであったということに気が付く。

▽正しい情報をもとに、友人からの誘いを断ればよかったと後悔する。

■テーマ2 逮捕・退学等に伴う社会生活への影響

- ・大麻の乱用は、自身の身体への影響だけでなく、学校生活、自身の将来、家族関係等にも影響を及ぼす可能性がある。
- ・大麻の使用は依存につながるおそれがあり、依存に至ると自分の意思だけではやめることが困難になる可能性があるため、「絶対に大麻に手を出さない」を認知させる。

【シナリオ例】

- ▽友人から大麻の使用を勧められる。
- ▽大麻の使用がバレ、逮捕、学校退学等から家族が悲しむ。
- ▽生活がゆがんでいく。
- ▽友人からの誘いを断わればよかったと後悔する。

■テーマ1 及び2 の共通事項

- ・若年層（10代、20代）の興味、関心を引く動画タイトル、サムネイル、内容、音楽とすること。
- ・動画の冒頭（序盤5秒）は視聴継続を決定づける重要な部分であることから、若年層の関心を引くセリフ、問いかけ、印象的な場面等を配置するなど、特に工夫すること。
- ・作成する動画は、実写、アニメのどちらでも差し支えないこと。
- ・消音状態でも動画の内容が理解できるよう、字幕を挿入すること。
- ・印象に残るキャッチコピーを入れること。
- ・大麻について正しい情報を発信する山口県健康福祉部薬務課のホームページへのアクセスを促すこと。（すぐにアクセスできる仕組みが望ましい。）
- ・身体への影響等については、根拠となる出典元（国の関係機関のものに限る）を注記等により表示すること。
- ・大麻に対して興味をあおるような描写や、大麻の入手方法、使用方法を想起させる具体的描写は避けること。

イ 制作する映像

動画：4本（テーマごとに、60秒程度1本、15秒程度1本）

画像：2枚（両テーマを含むものとする）

ウ 仕様

①60秒程度の動画

- ファイル形式：mp4
- サイズ：1920×1080ピクセル
- 用途：SNS（YouTube等）、デジタルサイネージ等における発信

②15秒程度の動画

- ファイル形式：mp4
- サイズ：1080×1920ピクセル
- 用途：SNS（X、LINE等）、デジタルサイネージ等における発信

③画像

○ファイル形式：jpeg 形式

○サイズ：2つのサイズを作成すること。

※SNS 用（モバイル端末用のサイズ）：1080×1920 ピクセル

※デジタルサイネージ用（フルHD）：1920×1080 ピクセル

○用途：SNS（YouTube、X、LINE 等）、デジタルサイネージ等における発信

5 成果物について

（1） 納品

令和9年3月5日（金）17時まで（納品までに2回程度確認、指示を行う）

（2） 提出方法

電磁的記録媒体に記録して提出

（3） 本業務の履行のために作成された成果物等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利含む。）その他一切の権利は、山口県薬務課に帰属するものとする。

（4） 納入場所

山口県健康福祉部薬務課麻薬毒劇物班

6 その他

（1） 受託者は、本業務の実施に当たっては、山口県と常に密接な連携を図り、企画・実施等の各段階で協議を行うこと。

（2） 受託者は、本業務の実施に当たっては、関係法令及び条例等を遵守すること。

（3） 受託者は、本業務の実施に伴い生じたトラブル等に関しては、自らの責任において、真摯に対応すること。また、対応後に速やかに山口県に経過を報告すること。

（4） 受託者は、本業務を実施に当たって、故意又は過失により山口県又は第三者に損害を与えたときは、当該損害を賠償する責任を負う。

（5） 本業務の実施に要する写真・説明等に係るデータなどは、受託者において用意すること。なお、その際は、著作権等の問題が生じないように十分留意すること。

（6） 本業務により提出される成果物については、山口県の取組の一環として公表する可能性があること。

（7） 本仕様書に定めのない事項又は本業務の実施に関し疑義が生じた事項については、本県と受託者が協議の上、解決するものとする。